

■低炭素建築物認定基準の改正概要(1)

低炭素建築物認定基準の水準をより高い水準(ZEH・ZEB水準)に引き上げるため、2022年10月、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく告示の改正が行われ、基準に次のような変更がありました。

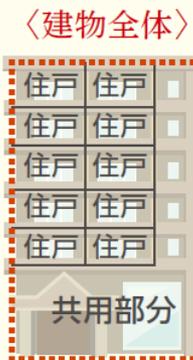
〈認定単位の変更〉

- ① 認定申請単位が変更となります。共同住宅等や複合建築物において、住戸の認定が廃止となり、複合建築物の住宅部分、非住宅部分の認定が可能となります。

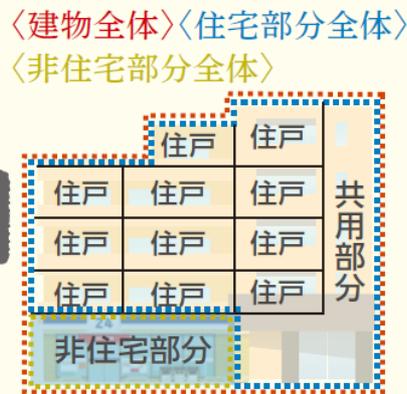
戸建住宅



共同住宅



複合建築物



非住宅



■低炭素建築物認定基準の改正概要(2)

〈省エネ性能の見直し〉

② 省エネ性能がZEH・ZEB水準へ見直しとなります

外皮性能
(住宅のみ※)

改正前

外皮性能 U_A 及び η_{AC} : 省エネ基準

U_A 値(外皮平均熱貫流率) $W/(m^2 \cdot K)$

1・2地域	3地域	4地域	5~7地域	8地域
0.46以下	0.56	0.75	0.87以下	—

η_{AC} (冷房期の平均日射熱取得率)

1~4地域	5地域	6地域	7地域	8地域
—	3.0以下	2.8以下	2.7以下	6.7以下

※非住宅はPAL* ≤ 基準値で変更ありません

改正後

外皮性能 U_A 及び η_{AC} : 誘導基準(強化外皮基準)

U_A 値(外皮平均熱貫流率) $W/(m^2 \cdot K)$

1・2地域	3地域	4~7地域	8地域
0.4以下	0.5以下	0.6以下	—

η_{AC} (冷房期の平均日射熱取得率)

1~4地域	5地域	6地域	7地域	8地域
—	3.0以下	2.8以下	2.7以下	6.7以下

※ η_{AC} は改正前・後で変更ありません

一次エネルギー消費性能

改正前



改正後



出展: 国土交通省HP資料

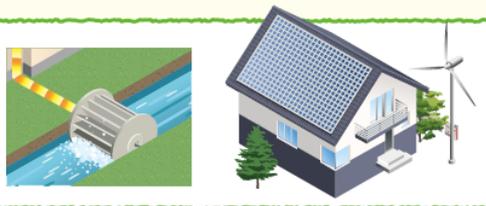
■低炭素建築物認定基準の改正概要(3)

〈その他講ずべき措置の見直し〉

③ その他講ずべき措置が見直しとなります

(a) 必須項目に再生可能エネルギー源を利用するための設備の設置に関する要件の追加

再生可能エネルギー源を利用するための設備の導入



+

省エネ効果による削減量と再エネ利用設備で得られるエネルギー量の合計値が基準一次エネルギー消費量の50%以上であること※

※戸建住宅の場合のみ

(b) 選択項目にV2H充放電設備の設置の追加 及び 適合項目数の変更

以下の9項目の内 **1** 項目以上に適合していればOK

節水対策
(2項目)

エネルギー
マネジメント(2項目)

ヒートアイランド
対策(1項目)

建築物(躯体)の
低炭素化(3項目)

V2H充放電設備の設置
(1項目)

選択項目の「節水対策」の1つとして**節水水栓**の採用がある
(別ページ参照)